

給食時の新型コロナウイルス感染症対策について(令和5年4月新学期以降)

令和 5年 4月 6日

あわらし教育委員会

県における「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の改訂(令和5年3月28日)に基づき、あわらし市として下記のとおり、取り扱うこととする。

なお「学校給食における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」(令和2年4月30日策定 令和2年7月1日改訂 あわらし市教育委員会)は令和5年4月1日以降廃止する。

【準備】

- 1 全員が手洗いを徹底する。
- 2 適切な換気を行う(食事前の室内の空気と外気の入れ替え)。
- 3 机上の準備をする(例 ・ウェットティッシュで拭く ・机拭きで拭く ・ナフキンを敷くなど)。
- 4 「給食当番衛生・健康チェック表」をもとに担任による給食当番の点検(以下に記載)を行い、給食当番活動を行うことが適切ではない場合には、給食当番を代えるなどの対応をとる。

①下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無 ②衛生的服装 ③手指の確実な洗浄

- 5 給食当番は白衣等・帽子・マスクを着用する。
- 6 給食の配膳に携わる教職員は、エプロン、三角巾、マスクを着用する。

【食事中】

- 1 飛沫を飛ばさないように注意する。
- 2 以下の3つの措置を講じることで黙食は必要なし。

①適切な換気
②大声での会話は控える。
③机を向かい合わせにしない。
(ただし、対面の児童生徒の間に1m程度の距離が確保できる場合は、机の向かい合わせ可)

【後片付け】

- 1 配膳台は配膳台拭きで拭いた後、カバーをかけておく。
- 2 児童生徒の机や配膳台の消毒については、各学校、各学級の感染状況によって判断する。
- 3 後片づけ後に全員が手洗いをする。